

5 検査証の裏書(法第 39 条第3項)

労働基準監督署長は、労働基準監督署長の設置時等検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、当該特定機械等の検査証にその旨を裏書する。

6 検査証の有効期間等(法第 41 条)

- (1) 検査証の有効期間 ((2) の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間) は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。
- (2) 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

1. 有効期間1年

- ① ボイラー
- ② 第1種圧力容器
- ③ エレベーター
- ④ ゴンドラ

2. 有効期間2年

- ① クレーン
- ② 移動式クレーン
- ③ デリック

3. 設置から廃止までの期間

建設用リフト

4. 更新の手続きを経ることなく有効期間が経過した場合は、検査証は当然に失効し、その後には有効期間の更新を受けることはできない。

7 使用等の制限(法第 40 条)

- (1) 検査証を受けていない特定機械等（部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、労働基準監督署長の裏書を受けていないものを含む。）は、使用してはならない。
- (2) 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。